

令和7年 道央廃棄物処理組合議会

第2回定例会会議録

令和7年12月4日 開会

令和7年12月4日 閉会

令和7年 第2回定例会

目 次

1	第2回定例会付議事件及び結果表	3
2	第2回定例会議事日程及び会議に付した事件	4
3	第2回定例会に出席した議員	4
4	第2回定例会に欠席した議員	4
5	第2回定例会に説明のため出席した者	5
6	第2回定例会に職務のため出席した者	5
7	第2回定例会道央廃棄物処理組合議会会議録	6

第1日目（令和7年12月4日）

◎開会宣言	6
◎管理者挨拶	6
◎日程第1 仮議席の指定	7
◎日程第2 議長の選挙	7
◎日程第3 議席の指定について	8
◎日程第4 会議録署名議員の指名	9
◎日程第5 会期の決定について	9
◎日程第6 行政報告	9
◎日程第7	10

報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和7年1月分）

報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和7年2月分）

報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和7年3月分）

報告第4号 例月現金出納検査の結果について（令和7年4月分）

報告第5号 例月現金出納検査の結果について（令和7年5月分）

報告第6号 例月現金出納検査の結果について（令和7年6月分）

報告第7号 例月現金出納検査の結果について（令和7年7月分）

報告第8号 例月現金出納検査の結果について（令和7年8月分）

◎日程第 8	10
報告第 9 号	専決処分の報告について	
報告第 10 号	専決処分の報告について	
報告第 11 号	専決処分の報告について	
◎日程第 9	12
一般質問		
◎日程第 10	18
認定第 1 号	令和 6 年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について	
◎日程第 11	21
議案第 1 号	令和 7 年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について	
◎閉会宣言	22

1 第2回定例会付議事件及び結果表

令和7年12月4日(木)開会 会 期 1日間
 令和7年12月4日(木)閉会 会議開催日数 1日間

事件 番号	件 名	提出者	議決年月日
			議決結果
報告 第1号	例月現金出納検査の結果について(令和7年1月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第2号	例月現金出納検査の結果について(令和7年2月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第3号	例月現金出納検査の結果について(令和7年3月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第4号	例月現金出納検査の結果について(令和7年4月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第5号	例月現金出納検査の結果について(令和7年5月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第6号	例月現金出納検査の結果について(令和7年6月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第7号	例月現金出納検査の結果について(令和7年7月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第8号	例月現金出納検査の結果について(令和7年8月分)	監査委員	R 7.12. 4 報告済
報告 第9号	専決処分の報告について	管理者	R 7.12. 4 原案承認
報告 第10号	専決処分の報告について	管理者	R 7.12. 4 原案承認
報告 第11号	専決処分の報告について	管理者	R 7.12. 4 原案承認
認定 第1号	令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について	管理者	R 7.12. 4 認定
議案 第1号	令和7年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について	管理者	R 7.12. 4 原案可決

2 第2回定例会議事日程及び会議に付した事件

月 日	議事 日程	会議に付した事件（○印）		
		提案番号	件 名	
12. 4	1	○		仮議席の指定
	2	○		議長の選挙
	3	○		議席の指定について
	4	○		会議録署名議員の指名について
	5	○		会期の決定について
	6	○		行政報告
	7	○		報告第1号から第8号まで
	8	○		報告第9号から第11号まで
	9	○		一般質問
	10	○	認定第1号	令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出 決算の認定について
	11	○	議案第1号	令和7年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算 について

3 第2回定例会に出席した議員

2 番	今 野	正 恵	3 番	相 沢	晶 子
4 番	滝	久美子	5 番	坂 本	覚
6 番	島 崎	圭 介	7 番	熊 木	恵 子
8 番	側 瀬	敏 彦	9 番	後 藤	篤 人
10 番	加 藤	重 夫	11 番	平 井	儀 一
12 番	仲 山	秀 彦	13 番	鵜 川	和 彦
14 番	斉 藤	隆 浩	15 番	松 倉	美 加

4 第2回定例会に欠席した議員

1 番 仲 山 正 人

5 第2回定例会に説明のため出席した者

管 理 者	横 田 隆 一	副 管 理 者	上 野 正 三
副 管 理 者	大 崎 貞 二	副 管 理 者	松 村 諭
副 管 理 者	齋 藤 良 彦	副 管 理 者	佐々木 学
代 表 監 査 委 員	吉 田 弘 幸		
事 務 局 長	大 和 隆 之	事 務 局 次 長	福 田 誠
事 務 局 参 事 監	田 中 睦 実	事 務 局 施 設 課 長	大 野 貴 博
事 務 局 企 画 課 企 画 係 長	櫻 井 洋 史	事 務 局 施 設 課 施 設 係 長	豊 田 将 司

6 第2回定例会に職務のため出席した者

議 会 書 記 長	小 川 大 輔	議 会 書 記	武 岡 真 吾
-----------	---------	---------	---------

令和7年 第2回定例会

道央廃棄物処理組合議会会議録

第1日目（令和7年12月4日）

（午後4時00分開会）

◎開会宣言

○島崎副議長 千歳市議会選出議員の改選に伴いまして、本組合の議長が不在でございます。地方自治法第292条において準用する同法第106条第1項の規定により、私、副議長の島崎が議長の職を執り行わせていただきます。皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから、本日をもって招集されました令和7年度道央廃棄物処理組合議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまのところ、出席議員は14人です。欠席の申し出は、仲山正人議員であります。出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○島崎副議長 開議に先立ち、管理者のご挨拶があります。

○横田管理者 （挙手）

○島崎副議長 横田管理者。

○横田管理者 道央廃棄物処理組合議会第2回定例会開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、各市町におかれましても12月定例議会の開催を控え、何かとご多用のなか、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

組合議会議員の皆様には、平素より当組合の事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、本組合議会開催に際しまして、由仁町議会におかれましては、議場等をご提供いただき、重ねてお礼を申し上げます。

本日の定例会には、報告11件、認定1件、議案1件をご提案申し上げますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○島崎副議長 ただ今から、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○島崎副議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

◎日程第2 議長選挙

○島崎副議長 日程第2、選挙第1号議長の選挙を議題といたします。

本日、配布されております選挙第1号の議案のとおり、当組合議会の議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条により準用する同法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島崎副議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、本職において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島崎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職が指名することに決定いたしました。

道央廃棄物処理組合議会議長に、千歳市議会選出の松倉美加議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま本職において指名いたしました、松倉美加議員を道央廃棄物処理組合議会議長選挙の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島崎副議長 ご異議なしと認めます。

よって、松倉美加議員が議長に当選されました。

当選されました松倉美加議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項により、当選の旨を告知いたします。松倉美加議員に、議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○松倉議長 ただいま皆さまからご推挙いただきました、千歳市議会より選出の松倉美加でございます。この度、道央廃棄物処理組合議会議長としてご指名いただきましたことは、非常に光栄であります。その役割、責任の重さに身の引き締まる思いでございます。今後も皆さま方の絶大なるご協力をいただきまして、議長の任を務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○島崎副議長 ありがとうございます。以上をもちまして、議長としての職務を終わらせていただきます。皆さまのご協力、大変ありがとうございました。新議長に交代いたします。

暫時休憩いたします。

《議長交代》

(午後4時4分休憩)

(午後4時5分再開)

◎日程第3 議席の指定について

○松倉議長 再開いたします。

日程第3、議席の指定を議題といたします。配席図を配布させます。

暫時休憩いたします。

〔議席表配布〕

(午後4時6分休憩)

(午後4時7分再開)

○松倉議長 再開いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおり、議席を指定いたします。

なお、番号につきましては配席図の番号に読み替え願います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、ただいまご着席の議席と決定いたしました。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○松倉議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定に基づき、4番滝久美子議員、8番側瀬敏彦議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定について

○松倉議長 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 ご異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第6 行政報告

○松倉議長 日程第6、行政報告を行います。

○横田管理者 (挙手)

○松倉議長 横田管理者。

○横田管理者 令和7年第2回定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

昨年4月に、焼却施設の供用を開始し、1年8か月が経過したところであり、現在まで良好な運転が行われております。

焼却施設の管理・運営に関しましては、適宜、施設運営事業者に状況を把握するとともに、毎月モニタリング調査を行い、適切な維持・管理が行われていることを確認し、維持管理状況については、本組合のホームページで公表するなど、適切な管理・運営を図っているところであります。

焼却熱を利用した発電も順調に行われており、施設内の全ての電気を賄っているほか、余剰電力の売電収入は、令和6年度決算で、1億4,371万6,246円となり、当該収入は構成市町の負担金軽減のため、維持・管理経費に充当したところであります。

なお、令和7年度の売電収入につきましても、現在のところ昨年度と同等に推移しているところ

ろであります。

焼却施設建設工事につきましては、昨年7月に完了しておりますが、財源として、国庫補助金の交付を受けたことに伴い、5月21日に会計検査院による会計実地検査を受検しました。

当日は、書類検査並びに現場検査が行われましたが、指摘事項はなく終了したところであります。

今後も適正な事務の執行に努めてまいります。

最終処分場の建設につきましては、供用開始目標年次を、令和16年度としており、現在、文献調査により複数の候補地(案)について構成市町の廃棄物担当者で構成する「広域施設検討部会」において、候補地を絞り込むための諸条件の精査など協議を重ねているところであります。

選定に当たりましては、今後も、構成市町との議論を踏まえながら検討してまいります。

組合としましては、廃棄物の処理は、地域住民の生活に欠かすことのできないものであることから、施設の安全・安心な管理・運営に努めてまいります。

以上、申し上げます、行政報告といたします。

○松倉議長 これにて行政報告を終わります。

◎日程第7 報告第1号から報告第8号

○松倉議長 日程第7、報告第1号から第8号までを議題といたします。

この件は、監査委員の報告であります。

ただいまから、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この件は、これで報告済みといたします。

◎日程第8 報告第9号から報告第11号

○松倉議長 日程第8、報告第9号から第11号までの専決処分の報告について3件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○大和事務局長 (挙手)

○松倉議長 大和事務局長。

○大和事務局長 報告第9号、報告第10号、報告第11号の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

最初に、議案書の19、20ページの報告第9号であります。

この専決処分は、橘功記公平委員会委員の任期が、令和7年4月10日をもって満了し、4月11日から後任委員を選任する必要があるため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が無いと認められることから、専決処分第1号として、令和7年4月3日に行ったものであります。

選任した公平委員会委員は、住所、北広島市松葉町6丁目2番地K棟902号室、氏名、橘功記さん、生年月日、昭和38年7月3日であり、引き続き選任するものであります。

次に、21、22ページの報告第10号及び、23、24ページの報告第11号は、一括してご説明申し上げます。

報告第10号は、北海道市町村総合事務組合の構成団体が退会したことによる、同組合同規約の一部変更であります。

報告第11号は、北海道町村議会議員公務災害補償組合の構成団体が退会したことによる、同組合同規約の一部変更であります。

内容につきましては、報告第10号報告第11号のいずれも、江差町・上ノ国町学校給食組合の退会に伴い、これをそれぞれの組合同規約から削るものであります。

これらの専決処分につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が無いと認められることから、専決処分第2号及び第3号として、いずれも令和7年8月19日に行ったものであります。

以上、報告第9号、報告第10号、報告第11号についてご説明申し上げましたが、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

○松倉議長 ただいまから、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。報告第9号から第11号までの専決処分については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号から第11号については承認することに決定いたしました。

◎日程第9 一般質問

○松倉議長 日程第9、一般質問を行います。通告により、発言を許可いたします。

○相沢晶子議員 (挙手)

○松倉議長 3番、相沢議員。

○相沢晶子議員 千歳市の相沢晶子です。新参者でございますので、本組合の基本的な事項から一般質問をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、千歳市に焼却施設ができることになった経緯を伺います。

まず、本組合の前身の協議会において、千歳市に参画を求めたきっかけと経緯を伺います。恵庭市が協議会から離脱後、残った市町の焼却処分場候補地と、千歳市の候補地を比較した際、千歳市の根志越地区に決定したポイントはどういったものだったのでしょうか。

焼却施設の立地場所を検討するにあたっては、ネガティブマップが作成されたと、令和3年9月14日の千歳市議会厚生環境常任委員会においてお話がありました。そのネガティブマップの中で、現在の焼却施設がある千歳市根志越地区は、浸水地区にあっていたとのことでした。浸水地区ということで、「どちらかという立地に適さない」とされていたと思うのですが、結論としてその地に建設をされたわけですから、ネガティブマップの中で浸水地区を「立地不適地」としていたのにも関わらず、結果的にその地区にできたということで、このマップ作成の意義があったのか、非常に疑問ですのでお聞きします。

実際に、4箇所の候補が上がっていたとのことですが、これらを比較した際の資料というものは、当時の組合議会に示されていたのでしょうか。示されていたのであれば、概要を教えてください。

次に、最終処分を広域で実施することになった経緯を伺います。平成26年に千歳市が参画を決めた際に、協議会の規約には最終処分場の広域化は含まれていたのでしょうか。最終処分の文言が最初に規約に盛り込まれたのは令和3年だったと思いますが、その前から最終処分についても協議会及び組合において話し合いや計画がすでにあつたということでしょうか。また、北海道の計画では焼却処分について、「100トン以上を目安に」という文言はありましたから、最終処分の広域化についても、北海道の計画だったということなのでしょうか。また、北海道及び国の計画の中の指示ではないのであれば、どのような経緯で本組合は最終処分も広域で実施することにな

ったのか伺います。

次に、今後の広域での最終処分候補地選定の方法について伺います。現状、最終処分の候補地選定の進捗については、報告できるものがないとのことでした。「5キロメッシュで候補区域を選定したが、どこも立地は不可能となった」と聞いております。今後の候補地の選定について、改めてどのように進めるのか伺います。

今回、最終処分場の立地場所の選定にあたって、ネガティブマップを改めて作成しているようですが、浸水想定地域は今回「立地不適地」とそもそも定義をされているのでしょうか。

組合からは、「現在のところ優先順位は低いが、浸水想定地域にできる可能性はある」という内容のみ、お聞きしています。

また、最終処分地の候補地選定においてはコンサルを活用するとのことでお聞きしていますが、コンサルの業務範囲はどのようなものなのでしょうか。

そして、最近の最終処分場の建設技術では、屋根をつけ、浸出水を最低限にして管理するタイプのものも出てきているとのこと、また、浸水想定地域も、かさ上げというか盛り土で高くした上で立地の可能性もあるとのことでした。現状、具体的な話はできないことは認識をしておりますが、例えば、浸水想定地域となっている焼却処分場近傍の土地と、遠くの山林等が候補に挙げた場合、どのような基準でそれを選定する予定なのでしょうか。

その基準の要素の設定、要素と申し上げますのは「焼却処分場からの距離」や「土地取得と建設にかかる費用」「立地する土地の環境リスク」等のことです。これらの要素の重みづけの提案というものは、組合議会に対してあるのか、またその重みづけはコンサルの業務範囲なのかお答え下さい。

また、千歳市の焼却処理施設が選定された時の基準、重みづけについても、組合議会に提案があったのか、また、コンサルの業務範囲だったのかも、合わせて教えてください。

最後に、最終処分場を複数にすることについて伺います。私は、最終処分場の規模を小さく複数にすることで、候補地選定がしやすくなる可能性もあるのではないかと考えています。そのような考えは組合にはないでしょうか。最終処分場を複数にすることで、リスクの分散も図れると思います。また、住民がそれぞれの市町においてごみの環境負荷を実感し考える機会にもなり、それぞれの行政の議会においてしっかりと議論される場を持つことも大切だと思いますが、組合の所見を伺います。

○横田管理者（挙手）

○松倉議長 横田管理者。

○横田管理者 千歳市議会相沢議員の一般質問にお答えします。

まずはじめに、千歳市に焼却施設を設置した経緯についてお答えします。

道央地域ごみ処理広域化推進協議会が、千歳市に参画を求めた経緯についてであります。平成22年度に協議会を構成する1市が退会したことによりまして、協議会は、ごみ処理事業の今後の広域化について検討を行ったところ、環境負荷の低減を図り、処理コストや施設整備におけるスケールメリットをより生かし、ごみ処理の広域化を推進するためには、広域の枠組みを拡大していく必要があるとして、平成23年度に千歳市に協議会への参画の要請を行い、平成24年度に千歳市が参画したものと承知をしております。

次に、焼却施設建設候補地の決定についてであります。平成27年度に道央廃棄物処理組合発注による焼却施設建設候補地選定業務において、法律的及び物理的に建設が困難な地域を除外し、構成市町の収集運搬距離を踏まえて、広域行政区域の中心に建設候補地を1次選定候補地として抽出をし、次に、地形や地質条件、インフラ条件等に基づき、千歳市2箇所、長沼町2箇所を、2次選定候補地として抽出しております。

次に、この2次選定候補地について、構成市町の副市長、副町長、有識者等を委員とする道央廃棄物処理組合焼却施設建設候補地3次選定評価委員会において、周辺道路の状況や、地域住民の合意形成、経済性等の27項目の評価項目について、各委員の点数による評価を行い、評価点の合計点による順位付けにより、第1順位となった千歳市根志越の候補地、現在の組合の焼却処理施設を、最も適した候補地として選定をしております。

次に、ネガティブマップの作成意義についてであります。立地困難区域図、所謂、ネガティブマップの作成については、文献調査により法律的及び物理的に施設の建設が困難な地域を明らかにし、候補地を選定するための第1段階の基礎資料であり、廃棄物処理施設の適地選定に用いられる一般的な手法であるものと承知しております。

焼却施設を建設している千歳市根志越地区については、平成28年度の建設候補地決定後の、平成29年3月に、国による千歳川流域の浸水想定区域の改訂が行われ、想定最大規模の降雨時においては、現用地周辺の浸水深が、それまで50センチメートルであったところ、この改訂によりまして、3メートル以上5メートル未満と大幅な変更が公表されましたことから、焼却施設については、搬入口を高くするなどして建設しております。

次に、候補地選定の議会への提示についてであります。平成28年2月16日開催の第1回定例会の報告第5号として候補地選定の報告を行い、承認をされており、報告の際に資料として道央廃棄物処理組合焼却施設建設候補地選定結果を提示しております。

候補地選定結果の概要についてであります。先ほどご説明いたしました、焼却施設建設候補地決定の説明のほか、4箇所の2次選定候補地の各評価点数及び、評価項目別の評価結果、3次

選定評価委員会の講評結果を報告しております。

次に、最終処分場を広域で実施することとした経緯についてお答えいたします。

はじめに、道央地域ごみ処理広域化推進協議会の規約についてであります。平成24年度に千歳市が参画した際の協議会の規約については、第1条の目的として、協議会は、ごみ処理の広域化に関し、石狩東部並びに南空知南部地域の特性を考慮しつつ適正かつ安全で、次世代においても良好な生活環境が保全される、ごみ処理の広域化を推進することを目的としております。

第4条は協議会の協議事項を定めており、(1) 広域におけるごみ処理体系の策定及び、実施に関すること。(2) ごみ処理施設等の整備計画に関すること。(3) ごみの排出抑制、資源化及びリサイクルに関すること。(4) ごみに係わる調査、研究に関すること。(5) 北海道との連携に関すること。(6) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。としており、ごみ処理全般にわたり広域化を推進することを目的としておりますことから、将来的に最終処分場を検討することについても、含まれているものと考えております。

次に、これまでの最終処分場の整備の協議や経緯についてであります。平成9年度に北海道が策定した、ごみ処理広域化計画に基づき、平成11年度に道央地域ごみ処理広域化推進協議会が設立され、平成15年度に協議会が策定したごみ処理施設整備基本方針において、「焼却施設の整備を基本とし、構成市町間の協議や既存施設の更新計画との整合性を図ったうえで、最終処分場等の施設の整備についても検討する」ことを位置づけております。

また、平成28年3月に組合が策定したごみ処理広域化基本計画において、「焼却施設以外の廃棄物処理施設等については、各施設等の稼働年限を考慮し、広域処理の方向性等について、平成31年度（令和元年度）より関係市町と協議・検討していく必要がある」と明記しております。

これらのことから、構成市町の廃棄物担当者による焼却施設以外の広域処理に係る調査研究会において、令和元年度に3回の会議を開催し、焼却施設以外の広域処理に係る施設のあり方について調査研究し、令和2年3月に本組合に対し、最終処分場の整備の要請があったところであります。

組合としては、この調査研究会からの要請を重く受け止め、令和3年度に構成市町の議会の議決を経て、令和4年1月に、最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を、組合の規約に追加し、現在、候補地の選定を進めているところであります。

次に、今後の広域での最終処分場建設候補地選定の方法についてであります。最終処分場建設候補地の選定経過については、令和4年度に、構成市町の浸水想定区域や保安林など、法令基準や指針等により立地が困難な地域を絞り込むためのネガティブマップを作成しております。

令和5年度から令和6年度にかけては、このネガティブマップをベースに、人口と国道・道道からの距離により候補地の絞り込みを行い、1次選定候補地を抽出し、この1次選定候補地の中

から、一般的に最終処分場の建設の際に避けるべき地域を考慮し、候補地の可能性のある2次選定候補地を抽出しております。

令和7年度に、この組合が抽出した2次選定候補地案を構成市町に提示したところ、同意には至らなかったことにより、現在、構成市町の廃棄物担当者による広域施設検討部会において、候補地選定の協議を重ねているところであり、具体的な事項等が決定した際には適宜説明してまいります。

次に、候補地選定にあたっての浸水想定区域の考え方であります。令和7年度に、組合が構成市町に提示した2次選定候補地案については、候補地を絞り込む際に、最大浸水深が0.5メートル以上の浸水想定区域については2次選定候補地から外しておりましたが、候補地の同意には至らなかったことから、現在、浸水想定区域の考え方も含め、広域施設検討部会において、候補地選定方法等について協議しているところであります。

次に、コンサルタントの業務範囲についてであります。広域による最終処分場の整備については、廃棄物関連の技術的専門知識を有するコンサルタントを活用し、候補地の選定を進めているところであり、令和4年度から毎年、委託業務として、組合で業務範囲を定め発注しており、これまで候補地を絞り込むための基礎資料の収集や整理、図面の作成等を行っております。

次に、候補地選定の基準や評価項目の重みづけについてであります。最終処分場の建設候補地の選定基準については、焼却施設建設候補地決定の際の手順を参考にするものとしており、複数の2次候補地を選定した後に、各候補地を総合的に評価し順位付けにより候補地を決定するものとしております。

焼却施設建設候補地選定における評価項目については、有識者及び構成市町の地域の代表者、公募者から構成する焼却施設建設候補地選定評価項目等検討会議において、合意形成や経済性などの27項目について、評価の考え方や評価の重みのための点数配分についてまとめられており、議会へ説明するとともに、コンサルタントについては、検討会議の支援及び、評価項目案の作成を行っております。

最終処分場建設候補地の選定についても、これらのことを参考に、議会への報告、コンサルタントの活用を図ってまいります。

次に、最終処分場の規模を縮小し複数箇所にするものについてであります。最終処分場の規模については、埋め立て容量は補助事業として最長となる15年間分の容量を確保することとし、施設形式については、廃棄物の飛散や臭気の拡散を防止し、降雨や降雪などの自然条件に左右されず、浸出水の制御が可能となるなど、環境への影響に配慮したクローズド型最終処分場を基本に検討しており、これらのことから、敷地面積は5ヘクタール程度が必要になるものと考えております。

この規模を縮小し、複数箇所にすることについては、広域化による環境負荷の低減や、ごみ処理の効率化、施設整備費等の縮減を目的としておりますことから難しいものと考えております。

今後も、構成市町と連携し、情報共有を図りながら広域による最終処分場の整備などのごみ処理について、事業を推進してまいります。

答弁は、以上であります。

○松倉議長 相沢議員、再質問はありますか。

○相沢晶子議員 (挙手)

○松倉議長 相沢議員。

○相沢晶子議員 重みづけについての中で、有識者等による検討会議というものを実施するというように、ご答弁の中にあつたと思います。その検討会議というのは、傍聴することは可能なものなのか教えていただけますか。

○大和事務局長 (挙手)

○松倉議長 大和事務局長。

○大和事務局長 お答えいたします。

建設候補地選定評価項目検討会議の傍聴についてですが、現在、建設候補地の選定を急いでいるところでありまして、これから会議の詳細についても決めていく段階であります。一般的には傍聴は可能であると考えております。

以上です。

○相沢晶子議員 (挙手)

○松倉議長 相沢議員。

○相沢晶子議員 その会議の中で、重みづけの内容が決定するということであれば、組合議会に対しては、提案があるというよりは「このように決めることが決定しました」という報告がされると理解して良いですか。

○大和事務局長（挙手）

○松倉議長 大和事務局長。

○大和事務局長 先程の答弁の中で、27項目の評価項目についてお話をさせていただきました。その項目ごとに、評価委員会の中で配点を決めるということになっておりまして、「このように決まりました、動かさせません」という形でご説明するというのではなく、節目節目で議員の皆さまには「こういう状況で決定しようと考えております」というような形で説明させていただくということになるかと思えます。

以上です。

○松倉議長 これで、相沢晶子議員の一般質問を終わります。

◎日程第10 認定第1号令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○松倉議長 日程第10、認定第1号令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○大和事務局長（挙手）

○松倉議長 大和事務局長。

○大和事務局長

○大和事務局長 認定第1号令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、歳入であります。別冊1の歳入歳出決算書4、5ページをご覧ください。

収入済総額は、5ページの表中、収入済額の下段に記載している9億7,549万5,525円であります。内訳につきましては、分担金及び負担金が7億2,681万9,000円、国庫支出金が4,145万4,000円、繰越金が435万614円、諸収入が1億4,387万1,911円、組合債が5,900万円となっております。

詳細内訳は、歳入歳出決算書の14ページから17ページの事項別明細書及び別冊2の実績報告書の4ページに記載しておりますが、実績報告書の4ページによりご説明申し上げます。

はじめに、分担金及び負担金であります。構成市町の負担金は、千歳市が3億8,483万8,000

円、北広島市が1億7,813万5,000円、南幌町が2,693万7,000円、由仁町が2,530万2,000円、長沼町が3,318万6,000円、栗山町が7,842万1,000円、合計で7億2,681万9,000円となっております。

国庫支出金は4,145万4,000円で、焼却施設の建設のうち外構工事などに係る財源として、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を充当しております。

繰越金は、令和5年度の予算執行残額であり、435万614円であります。

諸収入は、預金利子として4円、雑入として、雇用保険被保険者掛金1万4,494円、自動販売機設置使用料11万1,592円、余剰電力売払収入1億4,371万6,246円、雇用保険料還付金2万9,575円となっております。

組合債は5,900万円で、千歳市、北広島市、南幌町の2市1町に係る焼却施設建設工事の負担金に充当しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。別冊1の歳入歳出決算書に戻っていただきまして、8、9ページをご覧ください。

支出済総額は、9ページの表中、支出済額の下段に記載している9億5,746万9,703円であります。内訳につきましては、議会費が27万3,651円、総務費が3,199万3,590円、衛生費が8億8,392万284円、公債費が4,128万2,178円となっており、予備費の支出はありません。

詳細内訳は、歳入歳出決算書の20ページから23ページの事項別明細書及び別冊2の実績報告書の5、6ページに記載しておりますが、実績報告書の5、6ページによりご説明申し上げます。

はじめに、5ページの議会費についてであります。議会の運営に要した経費として、定例議会2回の開催による議員報酬が14万5,000円、議員公務災害補償等組合負担金が10万3,500円、費用弁償が2万5,151円、合計で27万3,651円の支出であります。

次に総務費について、職員の雇用、事務局運営等に要した一般管理経費であります。最初に職員雇用経費であります。会計年度任用職員の報酬が174万6,732円、手当等が62万9,614円、共済費が32万8,974円、費用弁償が3万8,400円、北海道市町村職員福祉協会負担金が985円、健康診断が1万9,243円となっております。

次に事務局運営経費であります。主なものとして、職員旅費が10万2,003円、消耗品費が44万1,934円、コピー料が51万8,324円、電話料、郵便料、インターネット接続の費用として通信運搬費等が86万7,502円、火災保険料が297万2,981円、地方公会計財務書類作成費用として作成委託料が24万2,000円、公用車2台の車両リース料が69万360円、パソコンのソフトウェア使用料や焼却施設の完成記念式典の際の会場等賃貸借料など、その他使用料及び賃借料が68万9,648円、派遣職員給与等負担金が2,076万4,569円、組合の広報誌発行に伴う広報誌の折込・配布手数料が134万7,885円であり、合計で3,177万1,446円の支出となっております。

6ページに移っていただきまして、公平委員会費であります。公平委員会の運営に要した経費であり、公平委員会への出席に係る委員報酬として1万5,000円、北海道市町村総合事務組合負担金が7,200円、費用弁償として6,318円、合計で2万8,518円の支出であります。

監査委員費は、監査事務に要した経費であり、定期監査及び決算監査それぞれ1回を兼ねて開催されたものを含む例月出納検査12回、並びに組合議会への出席に係る監査委員報酬として13

万円、北海道市町村総合事務組合負担金が4,800円、費用弁償として5万8,826円、合計で19万3,626円の支出となっております。

次は、衛生費について、ご説明申し上げます。最初に、廃棄物処理事業費であります。主なものといたしまして、焼却施設建設工事施工監理委託料が118万8,000円、焼却施設建設工事が1億2,926万5,549円であります。

最終処分場事業費は、職員旅費が12万712円、最終処分場建設候補地選定資料作成委託料が405万9,000円あります。

維持管理費につきましては、焼却施設管理運営モニタリング委託料が676万5,000円、焼却灰運搬委託料が1,291万2,014円、焼却施設管理運営委託料が7億2,956万7,625円であり、衛生費の合計は、8億8,392万284円の支出となっております。

次に、公債費であります。起債償還金に要した経費であり、起債償還金元金が1,292万7,212円、起債償還金利子が2,835万4,961円あります。

歳入、歳出決算の説明は、以上であります。

最後に、別冊1決算書に戻っていただきまして1ページをご覧いただきたいと思っております。歳入総額9億7,549万5,525円から歳出総額9億5,746万9,703円を差し引いた1,802万5,822円が残額となり、この額につきましては、翌年度へ繰越いたします。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、決算書及び監査委員の決算審査意見書並びに同法第233条第5項の規定による決算に係る説明書類を提出しておりますので、よろしくご審議、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○松倉議長 ただいまから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 討論なしと認めます。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号令和6年度道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第1号道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について

○松倉議長 日程第11、議案第1号令和7年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算についてを議題といたします。説明を求めます。

○大和事務局長 (挙手)

○松倉議長 大和事務局長。

○大和事務局長 議案第1号令和7年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算(第1回)についてご説明申し上げます。

別冊3の令和7年度一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

今回ご提案いたします補正予算は、債務負担行為を追加するものであります。詳細を2ページの第1表債務負担行為補正によりご説明申し上げます。

焼却施設管理運営事業のうち、焼却施設の管理運営委託業務につきましては、当初に令和4年度から令和25年度までの債務負担行為の限度額を設定しているところではありますが、委託契約書において、毎年度、物価変動に伴う人件費、燃料費などの各指標ごとに、1.5パーセントを超える増減が生じた場合、見直しを行うこととしております。

これに基づき管理運営委託料を算出したところ、単年度で1,565万8千円の増額を要することから、令和8年度から25年度までの合計で2億8,184万4千円の債務負担行為の限度額の追加を行うものであります。

以上、議案第1号令和7年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算(第1回)についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○松倉議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 討論なしと認めます。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号令和7年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○松倉議長 以上で、この定例会に付議されました案件は、全て審議を終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度道央廃棄物処理組合議会第2回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後4時54分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 倉 美 加

署名議員（4 番） 滝 久 美 子

署名議員（8 番） 側 瀬 敏 彦